

# 「特定投資家制度」における「期限日」のお知らせ

商号等：川崎信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 190 号  
加入協会：日本証券業協会

川崎信用金庫では、金融商品取引法上（信用金庫法において準用する場合を含みます。）の「特定投資家制度」における期限日を以下のとおり定めています。

## 特定投資家制度の期限日「毎年 8 月末日」

### 特定投資家制度とは

「特定投資家制度」は、お客さまに投資性商品（ 1 ）をご案内する際に、金融商品取引法の定める基準に従い、お客さまを「特定投資家」と「特定投資家以外のお客さま（一般投資家）」に区分する制度です。

一般投資家であるお客さまに対しては、投資者保護の観点から十分な販売・勧誘ルールが適用されますが、適切なリスク管理が可能と考えられる特定投資家のお客さまに対しては、当金庫が遵守すべき書面の交付義務など一部の販売・勧誘ルールが適用されません。

また、「一般投資家に移行できる特定投資家」と「特定投資家に移行できる一般投資家」という区分も設けられており、一定の要件に該当するお客さまは、特定投資家と一般投資家のどちらかを選択できるとされています。

- 1 当金庫での対象商品は、「投資信託」「公共債」「外貨預金」です。

### 投資家区分の移行手続き

投資家区分の移行手続きは、お客さまのお申出にもとづき、契約の種類ごと（ 2 ）に行います。ご希望のお客さまは、お取引店窓口までお申し出ください。

- 1 . 特定投資家から一般投資家への移行について  
一般投資家への移行には期限がありません。一度一般投資家に移行されますと、お客さまのお申出にもとづいて当金庫が特定投資家への復帰を承諾する日の前日まで、一般投資家としてお取引いただくこととなります。
- 2 . 一般投資家から特定投資家への移行について  
特定投資家に移行されますと、移行後最初に到来する上記期限日（毎年 8 月末日）まで、またはお客さまのお申出にもとづいて当金庫が一般投資家への復帰を承諾する日の前日まで、特定投資家としてお取引いただくこととなります。  
期限日の翌日以降は自動的に一般投資家に戻りますので、継続をご希望の場合は、再度お手続きが必要です。

なお、一般投資家から特定投資家への移行・復帰ならびに特定投資家としてのお取扱いの継続につきましては、当金庫の審査の結果お断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

#### 2 契約の種類

| 契約の種類  | 対象商品     |
|--------|----------|
| 有価証券関係 | 投資信託・公共債 |
| 特定預金契約 | 外貨預金     |